

社会福祉法人ひなどり保育園 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひなどり保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 日当とは、役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席する際の食費及び交通費・宿泊料以外の諸雑費に対する、実費弁償として支給される手当をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。報酬額及び支給要件については別途定める。

2 役員が評議員会又は理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは下記の日当を支払うものとする。なお、報酬又は費用を支給した場合は日当を支給しない。

- (1) 役員 3,000円
- (2) 評議員 3,000円

3 この法人の職員を兼務している役員等に対しては、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合のみ、報酬又は日当を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の理事の報酬総額は、年間11万円以内とする。
- 3 この法人の監事の報酬総額は、年間6万円以内とする。
- 4 評議員、役員に対する報酬は、前条に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は令和元年9月19日から施行する。